

公聴会における公述意見の要旨と市の考え方

■公述人1

種別	公述意見の要旨	市の考え方
公害対策について	本計画については賛成であるものの、進出企業の夜間操業時の騒音問題について危惧されることから、防音対策を講じるべきである。また、当該地区は、元来電波状態が悪く、本計画の高い建物の建設によって、さらに悪化することが予想されることから、電波障害対策を講じるべきである。	今回の騒音及び電波障害の対策に対してのご意見については、関係法令に基づき、適切な措置が講じられるよう、今後事業者に対し、指導してまいります。ただし、設置が義務付けられていない設備については、過剰な指導はできないため、地元要望として事業者に伝えます。

■公述人2

種別	公述意見の要旨	市の考え方
都市計画の手続きについて	市は、令和4年8月に事業候補者より都市計画提案書が提出されていたにも関わらず、今日まで公聴会を開催しなかった。本公聴会を都市計画の案の段階ではなく、もっと早い段階で開催できなかつたのか、また公聴会での意見が計画案に本当に反映されるのか疑問である。	<p>平成20年2月策定の「磐田市都市計画マスタープラン」では、磐田IC周辺地区を、「周辺環境との調和に配慮しつつ、広域交通の利便性を活かした工業・流通業務機能等の都市的土地区画整理事業の誘導を検討する地区」と位置づけ、また、平成30年3月に改定された同マスタープランでは、「適切な土地利用や周辺環境との調和を図るため必要に応じて地区計画制度の活用を検討する地区」とし、より具体的な整備方針が示されました。</p> <p>事業候補者（「事業者」と同等）から提出された都市計画提案書は、都市計画原案の元となる素案であり、県及び市関係部署との協議、検討及び修正等を加えた上、原案となりました。市として今回の公聴会は、法に基づいた適切な時期に開催していると考えております。</p> <p>公聴会でいただいた都市計画原案についてのご意見等は、適否（賛否）を含め、市で検討し、都市計画案を作成する予定です。都市計画案についても、令和6年2月上旬（予定）から2週間、縦覧を行います。その段階で、改めて、市に意見書を提出することができ、提出された意見書の要旨は、令和6年3月開催（予定）の磐田市都市計画審議会に提出され、都市計画案と共に審議されることになります。</p>

盛土工の審査基準について	<p>本計画の盛土は何万m³もの大量のものであり、盛土部分と住居が近接し、かつ緩衝帯となるような道路がないこと、近年の土砂災害等を勘案すると市が従前の技術基準を用いるには不安を感じる。</p> <p>審査にあたっては、盛土のり面勾配等を従前の技術基準を適用するだけでなく、想定外を考慮して、厳格に審査すべきである。</p>	<p>原案の段階（現時点）では、事業者から具体的な工事内容等については示されておりません。今後、関係法令の基準に基づいて、計画、設計されるものと考えております。本市は開発許可申請がなされた際に、造成計画が磐田市開発行為技術基準及び宅地防災マニュアルに適合しているか否かについて確認を行います。審査の結果、疑義が生じる場合や不適合なものについては、勾配やのり面保護工法等設計内容の見直し等を事業者に指導してまいりますので、適切な措置が講じられることから、安全性が十分確保されるものと考えております。</p> <p>事業者から、「審査後、具体的な造成計画や安全対策を含む工事内容等が決定した段階において、地元自治会の皆様を対象とした説明会等を開催する」と聞いています。</p> <p>本市としては、自治会の意見、要望すべてを反映させることは難しいと考えますが、必要に応じて、自治会への説明、報告、事業者への仲介等、自治会に寄り添った対応に努めてまいります。</p>
災害対策への報告及び	<p>住民は、施工時の土埃や工事車両に対する安全確保、盛土材料・工法等の確認、また、完成後の公害・災害対策について多くの不安を抱えている。そこで、今後計画する段階や確定段階で判断したことを定期的に住民に報告すること。</p> <p>また、盛土高の再考及び豪雨や騒音、排気ガス、光対策としての防音壁高を一定以上とともに、排水対策を講じること。</p>	<p>前述と同様の考え方（対応）となります。</p>
放流河川への影響について	<p>本開発によって、大量の雨水排水が下流河川に流入することによって災害に結び付くことが危惧される。このことから、当該開発地区の雨水排水に対する放流先河川への影響について住民説明会を開催すること。</p> <p>また、審査にあたっては、住民感情に考慮した審査を行うこと。</p>	<p>住民説明会については、必要に応じ、適宜開催してまいります。</p> <p>事業者から、「地区内の発生雨水については、磐田市開発行為技術基準に基づき、放流先河川の能力及び現状の雨水流出量を超過しない範囲で、防災調整池にて集水・調整し、河川に排水する計画」と聞いています。詳細については、今後の土地利用事業や開発協議にて、治水、排水計画の妥当性について審査してまいります。</p>

■公述人3

種別	公述意見の要旨	市の考え方
都市計画の手続きについて	<p>地元住民の多くが本計画の詳細を知らざりまま、現在に至っている状況から、全住民を対象に磐田市都市計画マスタープランにおける本計画について説明した上で住民投票を実施すべきであった。</p> <p>また、今回の住民への周知方法について適切に進められたのか、市と事業者、第三者で経過を振り返る場を設けるべきである。</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく計画で、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにした、市の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。磐田市都市計画マスタープランは、平成20年2月に策定され、概ね10年が経過した平成30年に改定されました。</p> <p>今回の「磐田IC南地区計画」につきましても、同マスタープランに位置づけのある地区において、実施されるものであります。同地区計画の都市計画策定は、都市計画法第21条の2の規定に基づく、提案制度を活用するもので、その必要な事項を定めた「磐田市都市計画提案制度の手続きに関する要領」第3条で「計画提案者（「事業者」と同等）は、当該計画提案の内容について、土地所有者等及び周辺住民へ十分な説明を行い、合意形成を図るものとする。」と規定されております。</p> <p>今後早急に、地元自治会の皆様に対して、本市として「地区計画」について説明するとともに、事業者からは「開発事業全般」についての説明をするよう指示してまいります。</p>
将来的業務内容の把握について	<p>貸倉庫事業について、貸借業者の変更（更新）によって、将来の保管商品の変更や業務変更等が住民不在の中行われることが危惧される。このようなことから、市は、定期的に事業所を訪問するなど、業務内容の把握に努めるべきである。</p>	<p>都市計画原案のとおり、地区計画の都市計画決定では、地区計画の「目標」、土地利用や建築物等の整備の「方針」、建築することができる建築物（工場、倉庫等）を限定する「建築物等の用途の制限」、「建築物の容積率及び建蔽率、また高さの最高限度」等を規定しています。ただし、ご意見のありました貸倉庫業の業務変更（倉庫の借主の変更等）については、届出（任意の報告等を含む）を要する規定はございません。</p> <p>現在、地元自治会と事業者との間で「倉庫入居企業が決定した際は、企業名及び保管取り扱い品目を自治会に通知すること」等を記した協定書を締結されていると聞いております。今後、市として進出予定企業に対しても、引き続き同条項を含む協定書の締結を促してまいります。</p>

施工における安全性の確保について	<p>昨今の自然災害の激甚化を鑑み、本開発を施工するにあたり審査基準に対して少なくとも3%の余裕を加味すべきであり、指導監督ができる市は事業者に対して、より安全な設計・施工を促すべきである。</p>	<p>原案の段階では、事業者から具体的な工事内容等については示されておりません。今後、関係法令の基準に基づいて、計画、設計されるものと考えております。本市は開発許可申請がなされた際に、造成計画が磐田市開発行為技術基準及び宅地防災マニュアルに適合しているか否かについて確認を行います。審査の結果、疑義が生じる場合や不適合なものについては、勾配やのり面保護工法等設計内容の見直し等を事業者に指導してまいりますので、適切な措置が講じられることから、安全性が十分確保されるものと考えております。</p> <p>事業者から、「審査後、具体的な造成計画や安全対策を含む工事内容等が決定した段階において、地元自治会の皆様を対象とした説明会等を開催する」と聞いています。</p> <p>本市としては、自治会の意見、要望すべてを反映させることは難しいと考えますが、必要に応じて、自治会への説明、報告、事業者への仲介等、自治会に寄り添った対応に努めてまいります。</p>
障害者雇用の創出	<p>障害者も安心して働く職場環境は、業績向上につながることから、市は、事業者に対して雇用創出に関する具体案を早期の段階で提示・協議を行うべきである。</p>	<p>現時点で、地区内で貸倉庫業を営む進出予定企業は本決定しておらず、さらには、倉庫を借りる企業も決定しておりません。今後、進出企業等が決まり次第、市として企業に対し、障害者の雇用及び法定雇用率の達成について、協力を求めてまいります。</p>
話し合い機会の創出	<p>市と事業者、自治会とで協議会を設立し、工事完了後も含めた定期的な話し合いができる機会を創出すべきである。</p>	<p>前述のとおり、地元自治会と事業者との間で「(本開発) 事業について、工事中及び工事完成後も近隣の良好な生活環境の維持に努めること」を目的とし、協定書を締結されていると聞いております。今後、市として進出企業に対しても、引き続き協定書を締結するよう促してまいります。また、併せて、協定書の記載条項の順守についても、自治会に寄り添った対応に努めてまいります。</p>